

入札説明書交付者名簿

入札件名 図書教材単価契約

上記の入札にかかる入札説明書一式を受領しました。

日付			
名称			
所在地			
氏名		押印	

名刺貼付欄

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2021年1月21日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター

院長 石原 弘

◎調達機関番号 597

◎所在地番号 10

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
図書教材単価契約
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
- (4) 履行期限
2021年3月31日
- (5) 入札方法
 - ① 上記(1)で示す件名及び数量について入札に付する。
 - ② 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で記載すること。
 - ③ 入札金額については消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - ④ 第一交渉権者の決定については、上記②の金額をもって決定する。
 - ⑤ 落札方法は、品目毎の単価を比較する方式とする。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。また厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」または「物品の販売」においてCまたはD等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) その他詳細は入札説明書による。

3 契約条項、仕様書等を交付する場所及び期間

- (1) 入札説明書及び仕様書等を交付する場所及び期間
場所：国立病院機構高崎総合医療センター 管理棟2階 事務部企画課契約係
期間：自 2021年1月21日 至 2021年2月5日
平日の午前9時00分から午後5時00分まで（最終日除く）
- (2) 技術評価等（事前審査書類）に関する書類の提出場所及び期日
場所：国立病院機構高崎総合医療センター 管理棟2階 事務部企画課契約係
期限：2021年2月5日 午前12時00分まで
- (3) 入札書の提出場所及び期日
場所：上記(2)に同じ
期限：2021年2月5日 午前12時00分まで

4 競争執行の場所及び日時

場所：国立病院機構高崎総合医療センター 管理棟1階 シミュレーション室
日時：2021年2月5日 午後13時30分

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金および契約保証金 免除
(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格のあることを証明する書類を技術評価等（事前審査書類）に関する書類の提出期日までに、経理責任者に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に記載した競争参加資格がない者及び入札説明書に記載された入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約交渉権者及び契約価格の決定方法

有効な入札書のうち、入札金額が予定価格の範囲内である金額を提示した入札者を第一交渉権者（複数の場合は入札額に応じ、交渉順位を付すこととし、また同価格の入札が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。）とし、契約価額を交渉により決定する。第一交渉権者には第一交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知する。交渉出席者は各者より1名とする。

ただし、契約交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した契約がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を契約交渉権者とすることがある。

(7) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情についてはその原因となる行為の発生から5日以内とする。

また、受付期間内であっても、供給者その他直接利害の有する者以外による苦情は受け付けない。

(8) その他（質疑を含む）の照会先

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター

事務部企画課契約係

電話 027-322-5421

FAX 027-322-5417

なお、照会内容は本公告に係る事項のみとする。

対応期日及び時間は2021年1月29日 午後5時00分までとする。

(9) 詳細は入札説明書による。

一般競争入札説明書

独立行政法人国立機構高崎総合医療センターの一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、独立行政法人国立病院機構会計規程、契約事務取扱細則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 2021年1月21日
2. 契約担当官等 経理責任者
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
院長 石原 弘
3. 担当部局 〒370-0829
群馬県高崎市高松町36番地
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター 企画課契約係
電話 027-322-5421

4. 契約内容

- (1) 件名 別添仕様書のとおり
- (2) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限 2021年3月31日
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
- (5) 入札方法
 - ① 上記(1)、(2)で示す件名及び仕様等についてあわせて入札に付する。
 - ② 入札金額については契約に係る一切の費用を織り込んだ上で記載すること。
 - ③ 入札金額については消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - ④ 第一交渉権者の決定については、上記②の金額をもって評価する。
 - ⑤ 落札方法は、品目毎の単価を比較する方式とする。

5. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者

- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合した者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

- (3) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。また厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」または「物品の販売」においてCまたはD等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

【参考】

第4条 国立病院機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところにより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

一 建設工事 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

二 測量・建設コンサルタント等 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

三 物品製造等(物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け) 物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあつては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、5. 競争参加資格 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記書類を提出するものとする。

なお、期限までに資料を提出しない者ならびに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

提出資料： ①競争参加資格審査の等級決定通知書の写し

②委任状(様式3、該当者のみ)

③誓約書

提出期限： 2021年2月5日 午前12時00分まで

提出場所： 3. 担当部局 に同じ

提出方法： 資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送することにより行なうものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) 提出資料の①について様式は指定しない。

- (3) その他

① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 経理責任者は提出された資料を本入札以外の目的で提出者に無断で使用しない。

③ 提出された資料は返却しない。

④ 提出期限以降における資料の差替及び再提出は認めない。

7. 仕様書の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 期間 自 2021年1月21日 至 2021年2月5日
期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の
午前9時00分から午後5時00分まで(最終日を除く)

- (2) 場所 3. 担当部局 に同じ

8. 入札説明会

- (1) 入札説明会は行わない。

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 2021年2月5日 午後13時30分

- (2) 場所 〒370-0829 群馬県高崎市高松町36番地
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
管理棟1階 シミュレーション室

- (3) 入札書受領期限
2021年2月5日 午前12時00分

(ただし、郵送による入札書の受領期限は2021年2月5日午前12時00分必着、提出場所は独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター企画課契約係宛)

10. 入札方法等

- (1) 入札書は別添「様式1」により作成し、封かんの上（別添「様式5」参照）、9.
(3) 入札書受領期限に定められた日時及び場所に提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、書面にて関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。
- (4) 品目多数のため、開札日前日の17時00分までに入札書内訳データを契約係宛メールで送信すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12. 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (2) 入札参加者は入札にあたっては、競争を制限する目的で外の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- (5) 入札者以外の者は、入札会場に立ち入ることができない。
- (6) 入札書は一度提出した後に、引換え、変更、取消等を行うことができない。

13. 入札の無効

- (1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び別添の競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、経理責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他の入札時点において5. 競争参加資格 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (4) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者はのした入札。
- (5) 記名捺印を欠く入札。
- (6) 金額を訂正した入札。
- (7) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 明らかに談合によると認められる入札。
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。

14. 交渉権者及び契約価格の決定

- (1) 契約する事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申し込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申し込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者と交渉を行う。
- (2) 契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。
- (3) (2)により契約金額が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。
- (4) 交渉権者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引かせて交渉権者を決定する。この場合に、くじを引くべき者であって入札会場に出席しない者、又はくじを引かない者があるときは、これにかわって入札執行事務に関係のない職員が引くこととする。
- (5) 開札の結果、各競争参加者の入札価格がすべて予定価格を超えたときは、直ちに再度入札を行う。

15. 入札の辞退

入札に参加した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札に参加した者で入札を辞退するときは、次の各号に掲げることにより、書面にて提出すること。

- (1) 入札執行前であっても、入札辞退書（別添「様式2」）を経理責任者に直接持参し、又は郵送（郵送による期限については9（3）ただし書きに同じ）すること。
- (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその辞退を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出すること。

16. 契約書等の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、契約決定者は、経理責任者から交付された契約書に記名捺印し、契約金額の決定の日から10日以内に、これを経理責任者に提出しなければならない。ただし、経理責任者の書面による承諾を得て、この期間を延期することができる。
- (2) 契約決定者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の決定はその効力を失う。

17. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

- (1) 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
 - ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

- (2) 公表する情報
上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

18. 2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件の公表について

2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件については、「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなりました。

この公表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなります。予め御了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

19. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等処置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) その他質疑についての照会
本件入札にかかる質疑は様式4にて2021年1月29日午後5時00分までに3.に定める部署に提出する。

様式1

入 札 書

1. 件名 図書教材単価契約

2. 入札金額

¥ 別紙内訳書のとおり

入札説明書、仕様書、契約書（案）等全て熟知の上、上記の金額によって入札いたします。

年 月 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター

院長 石原 弘 殿

入 札 者
住 所
氏 名

代 理 人
住 所
氏 名

復代理人
住 所
氏 名

※ 代理人を委任せず入札に参加する場合は代理人以下を、代理人が入札に参加する場合は、「復代理人」及び「氏名」部分を削除すること。

入 札 辞 退 届

1. 件名 図書教材単価契約

上記について入札いたしました、都合により辞退します。

年 月 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
院長 石原 弘 殿

入 札 者
住 所
氏 名

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターが行う「図書教材単価契約」に係る一般競争入札について、下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札に関すること。
2. 復代理人の選任に関すること。
(ただし、復代理人を選任するときは代理人と同様の権限を委任すること)
3. その他、上記に付随する一切のこと。

年 月 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
院長 石原 弘 殿

入 札 者
住 所
氏 名

代 理 人
住 所
氏 名

復代理人
住 所
氏 名

※ 代理人を委任せず入札に参加する場合は代理人以下を、代理人が入札に参加する場合は、「復代理人」及び「氏名」部分を削除すること。

質 疑 書

年 月 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
院長 石原 弘 殿

入 札 者
住 所
氏 名

入札件名 図書教材単価契約

上記について、次のとおり質問いたします。

質 疑	回 答

(封書書式)

朱書きすること

入札件名 図書教材単価契約

入札書在中

院長 殿


国立病院機構高崎総合医療センター
経理責任者

会社名・住所等

(うら)

(おもて)

(うら)

※  には、代表者印を捺印すること。

横書きの場合も上記の記載方法と同様に行うこと。

競争入札参加心得

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター（以下「当センター」という。）で行う競争入札に参加しようとする者は、次の事項を心得ておいてください。疑問点等については、契約担当事務職員にお尋ねください。

（目的）

- 1 当センター等の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）、その他の方法による契約を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めによるものとする。

（競争入札参加者の資格）

- 2 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札に必要な資格を有しなければならないが、この資格を有しないものは入札に参加できない。ただし、一般競争入札においては、入札公告に示されている資格も有しなければ入札に参加できない。

（競争入札参加者の資格証明）

- 3 前号の資格を証明するため、厚生労働省から受理した等級決定通知書の写しを、院長（以下「経理責任者」という。）から提出を求められた場合は、競争参加資格確認通知書の写しを指定された日時までに提出すること。資格の有無を確認する。

（入札保証金等）

- 4 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

（入札等）

- 5 入札参加者は、仕様書、契約書及び添付書類等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において仕様書、契約書等について疑義があるときは、書面にて関係職員の説明を求めることができる。
- 6 入札書は指定様式により作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示または通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。
- 7 入札書は、経理責任者がやむを得ないと認めたときに限り書留郵便をもって提出することができる。この場合においては二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書き、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、経理責任者宛の進展で提出すること。
- 8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。また、入札参加者または入札参加者の代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- 9 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は一般競争入札に参加できない。また、次のいずれかに該当すると認められる者またはこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても一般競争入札に参加することができない。
 - 一 契約の履行にあたり、故意に業務もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶことまたは契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督または検査の実施にあたり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 七 前各号に類する行為を行った者

（入札の辞退）

- 10 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 11 指名を受けた者で入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより、書面にて提出すること。
- 一 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式2）を経理責任者に直接持参し、または郵送（入札説明書に記載された期限までに到達するものに限る。）すること。
 - 二 入札執行中にあつては、入札辞退届またはその辞退を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出すること。
- 12 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 13 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。
- 14 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 15 入札参加者は、落札者または交渉権者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

- 16 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

（一度提出した入札書の引換え等の禁止）

- 17 入札書は、一度提出した後に、引換え・変更・取消等をする事はできない。

（無効の入札）

- 18 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 委任状を持参しない代理人のした入札
 - 三 所定の入札保証金または保証金に代わる担保を納付しまたは提供しない者のした入札
 - 四 記名押印または署名を欠く入札
 - 五 金額を訂正した入札
 - 六 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 七 明らかに連合によると認められる入札
 - 八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
 - 九 その他入札に関する条件に違反した入札

（入札者以外の者の入札会場立ち入りの禁止）

- 19 入札者以外の者は、入札会場に立ち入ることができない。

（契約者の決定）

- 20 予定価格以内の価格で有効入札をした者（以下「交渉権者」という。）と契約の交渉をすることとする。交渉権者が複数の場合、申し込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとするが、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申し込み価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とする場合がある。
- 契約の第一交渉権者が決定した時は、直ちにその者と交渉し、契約価格を決定することとなる。ただし、その交渉が不調になり、または交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。
- 契約金額が決定した場合は、その者を契約決定者とする。
- 21 交渉権者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引かせて交渉順位を決定することとする。この場合に、くじを引くべき者で入札会場に出席しない者、またはくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員が引くこととする。

(再度入札)

- 22 開札の結果、各競争参加者の入札価格がすべて予定価格を超えたときは、直ちに再度入札を行う。

(契約書等の提出)

- 23 契約書を作成する場合には、契約決定者は、経理責任者から交付された契約書に記名捺印し、契約金額の決定の日から10日以内に、これを経理責任者に提出しなければならない。ただし、経理責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 24 契約決定者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の決定はその効力を失う。

(異議の申立て)

- 25 入札をした者は、入札後、仕様書、契約書等についての不明を理由として、意義を申し立てることができない。

(消費税等)

- 26 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって交渉対象価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(入札書等の取扱い)

- 27 提出された入札書は開札前を含め返却しない。入札参加者が連合もしくは不穩の行動をなす等の情報があった場合またはそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等の提出された文書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

No	書名	出版社	冊数	入札額(税抜)	計(税込)	備考	備考2
1	目で見る老年看護学第2版 Vol2.高齢者の生理機能II	医学映像教育センター	1	0	0	老年看護学実習I	
2	目で見る老年看護学第2版 Vol3.高齢者の生理機能III	医学映像教育センター	1	0	0	老年看護学実習I	
3	目で見る老年看護学第2版 Vol4.看護援助I	医学映像教育センター	1	0	0	老年看護学実習II	
4	目で見る老年看護学第2版 Vol5.看護援助II	医学映像教育センター	1	0	0	老年看護学実習II	
5	目で見る老年看護学第2版 Vol6.看護援助III	医学映像教育センター	1	0	0	老年看護学実習II	
6	目で見る老年看護学第2版 Vol7.看護援助IV	医学映像教育センター	1	0	0	老年看護学実習II	
7	老年看護のためのアセスメント事例集Vol3. パーキンソン病の患者事例	医学映像教育センター	1	0	0	老年看護学実習II	
8	高齢者ケアシリーズ Vol1. 高齢者ケアの基本	インターメディアカ	1	0	0	老年看護学実習I	
9	高齢者ケアシリーズ Vol2. 認知症・せん妄のケア	インターメディアカ	1	0	0	老年看護学実習II	
10	高齢者ケアシリーズ Vol3. 感染症・食事・栄養ケア	インターメディアカ	1	0	0	老年看護学実習II	
11	高齢者ケアシリーズ Vol4. 排泄・スキンケア	インターメディアカ	1	0	0	老年看護学実習II	
12	高齢者ケアシリーズ Vol5. 退院支援、緩和ケア	インターメディアカ	1	0	0	老年看護学実習II	
13	看護情報学Vol.1 だいたいようぶ? あなたの作り方	医学映像教育センター	1	0	0	看護倫理・情報リテラシー	
14	看護情報学Vol.2 だいたいようぶ? 電子カルテの取り扱い	医学映像教育センター	1	0	0	看護倫理・情報リテラシー	
15	看護情報学Vol.3 だいたいようぶ? あなたのレポート・論文の作り方	医学映像教育センター	1	0	0	看護倫理・情報リテラシー	
16	映像で優しく学ぶ生命倫理と看護倫理の基礎 第1巻 生命倫理と看護倫理の基礎	株式会社東京サウンド・プロダクション	1	0	0	看護倫理	
17	映像で優しく学ぶ生命倫理と看護倫理の基礎 第2巻 専門職の倫理	株式会社東京サウンド・プロダクション	1	0	0	看護倫理	
18	映像で優しく学ぶ生命倫理と看護倫理の基礎 第3巻 倫理的問題の事例検討方法	株式会社東京サウンド・プロダクション	1	0	0	看護倫理	
19	映像で優しく学ぶ生命倫理と看護倫理の基礎 第4巻 倫理的問題の事例検討演習I	株式会社東京サウンド・プロダクション	1	0	0	看護倫理	
20	映像で優しく学ぶ生命倫理と看護倫理の基礎 第5巻 倫理的問題の事例検討演習II	株式会社東京サウンド・プロダクション	1	0	0	看護倫理	
21	DVD 精神シミュレーション学習 看護学生や対人援助職のためのメンタルケア・マネジメントと関わり方巻7巻	アスクヒューマンケア	1	0	0	精神看護学	
22	在宅看護技術 第1巻 在宅看護・訪問看護の基本	ナーシンググラフィカ	1	0	0	在宅看護	
23	在宅看護技術 第2巻 在宅療養生活における基本的な技術	ナーシンググラフィカ	1	0	0	在宅看護	
24	在宅看護技術 第3巻 療養を支える技術/栄養ケア・呼吸ケア	ナーシンググラフィカ	1	0	0	在宅看護	
25	在宅看護技術 第4巻 療養を支える技術/排泄ケア・皮膚ケア	ナーシンググラフィカ	1	0	0	在宅看護	
26	在宅看護技術 第5巻 在宅療養における災害対策と自己管理	ナーシンググラフィカ	1	0	0	在宅看護	
27	在宅事例から読み解くナーシング・ケア【全6巻】	丸善出版	1	0	0	在宅看護	
28	なぜ? どうして? 1巻~10巻		3	0	0	基礎科目	
29	看護がみえる 看護過程の展開	メディックメディア	5	0	0	基礎看護学	
30	病気がみえる vol.1【第6版】 消化器	メディックメディア	2	0	0	成人看護学	医療情報科学研究所

No	書名	出版社	冊数	入札額(税抜)	計(税込)	備考	備考2
31	がん薬物療法看護ベスト・プラクティス [第3版]	照林社	3	0	0	成人看護学	佐々木 常雄
32	がん化学療法ケアガイド [第3版]	中山書店	3	0	0	成人看護学	濱口 恵子
33	これから始める 非がん患者の緩和ケア	株式会社じほう	3	0	0	成人看護学	松田 能宣
34	今すぐ看護ケアに活かせる 心電図のみかた	南江堂	2	0	0	成人看護学	藤野 智子
35	心不全の基礎知識100 [第2版]	文光堂	2	0	0	成人看護学	佐藤 幸人
36	周術期ビジュアルナラシング	学研メデイカル秀潤社	2	0	0	成人看護学	針原 康
37	周術期看護 はじめの一步	照林社	2	0	0	成人看護学	山本 千恵
38	整形外科ナースのギモン	照林社	2	0	0	成人看護学	船橋整形外科病院長看護部
39	最新創傷管理・スキネクケア用品の上手な選び方・使い方 [第4版]	日本看護協会出版会	1	0	0	成人看護学	田中 秀子
40	イラスト図解筋カトレニング医・科学的根拠に基づくアプローチ	文光堂	1	0	0	成人看護学	松本秀男
41	病気がみえる vol.8 [第3版] 腎・泌尿器	メディックメディア	2	0	0	成人看護学	医療情報科学研究所
42	まるごと図解 消化器内視鏡ケア	照林社	1	0	0	成人看護学	中村 美也子
43	ナースのためのWeb音源による呼吸音聴診トレーニング	南江堂	2	0	0	成人看護学	米丸 亮
44	イラストでわかる患者さんのための心臓リハビリ入門 [2版]	中外医学社	2	0	0	成人看護学	上月 正博
45	心電図の読み“型”教えます! Season 1	中外医学社	1	0	0	成人看護学	杉山 裕章
46	薬物療法に活かす 糖尿病を聴く技術と話す技術	南江堂	2	0	0	成人看護学	松本 一成
47	インスリン療法マニュアル [第5版]	文光堂	1	0	0	成人看護学	薄井 勲
48	実践! 病を引き受けられない糖尿病患者さんのケア	医学書院	1	0	0	成人看護学	石井 均
49	病気がみえる vol.3 [第5版]	メディックメディア	2	0	0	成人看護学	医療情報科学研究所
50	まるごと図解 糖尿病看護&血糖コントロール	照林社	1	0	0	成人看護学	土方 ふじ子
51	褥瘡・創傷・スキンケア WOCナースの知恵袋	照林社	1	0	0	成人看護学	溝上 祐子
52	快適! ストーマ生活 [第2版]	医学書院	1	0	0	成人看護学	松浦 信子
53	スキントラブルケアパーフェクトガイド [改訂第2版]	学研メデイカル秀潤社	2	0	0	成人看護学	内藤 亜由美
54	周術期ビジュアルナラシング	学研メデイカル秀潤社	1	0	0	成人看護学	針原 康
55	ドレーン&チューブ管理マニュアル [改訂第2版]	学研メデイカル秀潤社	1	0	0	成人看護学	永井 秀雄
56	集中治療看護師のための臨床実践テキスト 療養状況と看護編	真興交易医書出版部	1	0	0	成人看護学	日本看護協会看護部
57	摂食嚥下のアドバイス 55のポイント	医歯薬出版	1	0	0	成人看護学	野崎 園子
58	脊髄損傷リハビリテーションマニュアル [第3版]	医学書院	1	0	0	成人看護学	日本看護協会看護部
59	心臓リハビリテーション [第2版]	医歯薬出版	1	0	0	成人看護学	上月 正博
60	回復期リハビリテーション病棟における看護実践	医歯薬出版	1	0	0	成人看護学	酒井 郁子

No	書名	出版社	冊数	入札額(税抜)	計(税込)	備考	備考2
61	緩和ケアアセスメントドラッグ [第4版]	医学書院	1		0	成人看護学	恒藤 暁
62	緩和ケアポケットマニュアル	南山堂	1		0	成人看護学	宇井 睦人
63	がん疼痛緩和の薬がわかる本 [第3版]	医学書院	1		0	成人看護学	余宮 きのみ
64	がん疼痛緩和ケア [第2版]	株式会社じほう	1		0	成人看護学	的場 元弘
65	こうすればばうまくいく在宅緩和ケアハンドブック [3版]	中外医学社	1		0	成人看護学	粕田 晴之
66	ここが知りたいかった緩和ケア [改訂第2版]	南江堂	1		0	成人看護学	余宮 きのみ
67	もっと知りたい白血病治療	医学書院	1		0	成人看護学	宮崎 仁
68	Q&Aで学ぶリンパ浮腫の診療	医歯薬出版	1		0	成人看護学	日本がんサポーターネットワーク学会
69	がん化学療法レジメン管理マニュアル [第3版]	医学書院	1		0	成人看護学	濱 敏弘
70	臨床アロマセラピー	南山堂	1		0	成人看護学	今西二郎
71	正解を目指さない！意思決定々支援	南江堂	2		0	成人看護学	阿部 泰之
72	がん放射線療法ケアガイド [第3版]	中山書店	2		0	成人看護学	祖父江 由紀子
73	ユーモアを生きる	三輪書店	1		0	成人看護学	柏木 哲夫
74	担当医としてこのように答えたい がん患者・家族からの質問	へるす出版	1		0	成人看護学	山口 俊晴
75	ナースが知っておく がん治療“これだけ”ガイド	学研メディカル秀潤社	2		0	成人看護学	中根 実
76	ICUから始める離床の基本	羊土社	1		0	成人看護学	劉 啓文
77	ICU実践ハンドブック [改訂版]	羊土社	1		0	成人看護学	清水 敬樹
78	同種造血細胞移植後フォローアップ看護	南江堂	1		0	成人看護学	日本造血細胞移植学会
79	看護・介護現場のための高齢者の飲んでいる薬がわかる本	医学書院	2		0	老年看護学	秋下雅弘・長瀬亜岐
80	高齢者看護すぐに実践トータルナビ	MCメディアカ	2		0	老年看護学	岡本充子・西山みどり
81	エビデンスに基づく老年看護ケア関連図	中央法規	3		0	老年看護学	工藤綾子・湯浅美千代
82	高齢者看護の実践能力を育てる一高齢者施設の看護をベースにして		2		0	老年看護学	坪井桂子
83	図でわかるエビデンスに基づく高齢者看護ケア	中央法規	3		0	老年看護学	後閑容子・金原京子
84	エントカブライフを見据えた高齢者看護の基本100項目(監修者)と知る(監修者)に学べられる看護	日本看護協会出版会	2		0	老年看護学	岡本充子・桑田美代子
85	高齢者のフィジカルアセスメント	MCメディアカ	2		0	老年看護学	大西基喜・角濱春美
86	高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン	日本老年医学会	2		0	老年看護学	
87	これからの高齢者看護学	ミネルヴァ書房	2		0	老年看護学	島内節・内田陽子
88	ハート先生の高齢者の循環器看護	心臓病看護研究会	2		0	老年看護学	市田聡
89	ナビトレ新人ナースゆう子と学ぶ高齢者看護のアセスメント	MCメディアカ	2		0	老年看護学	田中久美
90	認知症のある患者さんへの対応	MCメディアカ	2		0	老年看護学	堀内ふき・浅野均

No	書名	出版社	冊数	入札額(税抜)	計(税込)	備考	備考2
91	看護に生かす認知症の人とのコミュニケーション	中央法規	2	0	0	老年看護学	飯千紀代子
92	高齢者の解剖生理学	英和システム	2	0	0	老年看護学	野溝明子
93	高齢患者の特徴を踏まえてケースの望む	一般財団法人に明会精神衛生研究所	1	0	0	老年看護学	大塚恒子
94	高齢者の検査基準個ガイド	中央法規	2	0	0	老年看護学	下方浩史
95	3ステップバージョン・セントード・ケアでよくわかる認知症看護の基本	池田書店	1	0	0	老年看護学	鈴木みずえ(監修)
96	ナーースのための退院支援・調整 第2版	全国訪問看護協会	1	0	0	老年看護学	篠田直子(編)
97	まるっとACPアドバンスケアプランニングいろんなり現場で読み解くACPの机上エッセンス	南山堂	2	0	0	老年看護学	宇井陸人(編集)
98	小児看護ベストプラクティス 小児看護とアレギー疾患	中山書店	1	0	0	小児看護学	及川郁子
99	小児看護ベストプラクティス 小児のメンタルヘルス	中山書店	1	0	0	小児看護学	及川郁子
100	小児看護ベストプラクティス 小児看護のための看護マネジメント	中山書店	1	0	0	小児看護学	及川郁子
101	小児看護ベストプラクティス フィジカルアセスメントと救急対応	中山書店	1	0	0	小児看護学	及川郁子
102	パーフェクト臨床実習ガイド 小児看護 第2版	照林社	5	0	0	小児看護学	筒井真優美他
103	こどもの病気の地図帳	講談社	3	0	0	小児看護学	鴨下重彦他
104	子ども・家族支援に役立つ アセスメントの技とコツ	明石書店	1	0	0	小児看護学	川端隆他
105	子ども・家族支援に役立つ 面接の技とコツ	明石書店	1	0	0	小児看護学	宮井研治他
106	子どもアドボケート養成講座 子どもの声を聴き権利を守るために	明石書店	1	0	0	小児看護学	堀正嗣
107	子ども療養支援 医療を受ける子どもの権利を守る	中山書店	1	0	0	小児看護学	田中恭子
108	小児の状態別スキングケア・ビジュアルガイド	中山書店	1	0	0	小児看護学	村松恵
109	ナーースのミカタ 小児看護 知っておきたい53の疾患	医学書院	1	0	0	小児看護学	右田真
110	見逃してはいけない! 小児看護の落とし穴	医学書院	1	0	0	小児看護学	東京都立小児総合医療センター 監修
111	小児外科看護の知識と実際	メディカ出版	1	0	0	小児看護学	山高篤行他
112	ママ&パパに伝えたい 子どもの病氣ホームケアガイド 第5版	医歯薬出版株式会社	1	0	0	小児看護学	日本外来小児科学会
113	新版重症心身障害療育マニュアル	医歯薬出版株式会社	1	0	0	小児看護学	井合瑞江他
114	胎児心拍数モニタリング講座	メディカ出版	2	0	0	母性看護学	藤森敬也
115	母親のメンタルヘルスサポートハンドブック	医歯薬出版株式会社	2	0	0	母性看護学	立花良之
116	産科エマージェンシー臨床推論:母体急変を見抜く	メディカ出版	1	0	0	母性看護学	望月礼子
117	新生児学入門	医学書院	3	0	0	母性看護学	仁志田博司
118	母乳育児支援スタンダード第二版	医学書院	1	0	0	母性看護学	NPJ出版局 監修
119	新生児のフィジカルアセスメント	メディカ出版	2	0	0	母性看護学	大木茂
120	新不妊ケアABC	医歯薬出版株式会社	1	0	0	母性看護学	鈴木明悦

No	書名	出版社	冊数	入札額(税抜)	計(税込)	備考	備考2
121	今すぐ知りたい！不妊治療Q&A	医学書院	1	0	0	母性看護学	久慈直昭
122	マタニティケアマネジメントガイド	振興交易(株)	3	0	0	母性看護学	吉沢豊予子
123	直前母性看護学実習ブック第二版	医歯薬出版株式会社	2	0	0	母性看護学	村本淳子
124	母性看護学Ⅱマタニティサイクル	南江堂	1	0	0	母性看護学	大平光子
125	母性看護学Ⅰ概論ライフサイクル	南江堂	1	0	0	母性看護学	齊藤いづみ
126	実習に役立つ！国家試験に役立つ！母性看護学	ピラールプレス	2	0	0	母性看護学	池田真弓
127	帝王切開バイブル	メディカ出版	2	0	0	母性看護学	村越毅
128	援助者必携 はじめての精神科 第3版	医学書院	3	0	0	精神看護学	春日 武彦
129	精神疾患にかかわる人が最初に読む本	照林社	3	0	0	精神看護学	西井 重超
130	精神科の薬がわかる本	医学書院	3	0	0	精神看護学	畑井 昭男
131	これだけは知っておきたい 精神科の身体ケア技術	医学書院	3	0	0	精神看護学	美濃 由紀子
132	看護のための精神医学 第2版	医学書院	2	0	0	精神看護学	中井 久夫
133	精神症状のアセスメントとケアプラン	メヂカルフレンド	2	0	0	精神看護学	川野雅資
134	うつ病治療ガイドライン 第2版	医学書院	1	0	0	精神看護学	日本うつ病学会
135	統合失調症薬物治療ガイドライン	医学書院	1	0	0	精神看護学	日本神経精神薬理学会
136	精神科薬物治療 こんなときどうするべきか	医学書院	2	0	0	精神看護学	吉村 レイジ
137	自己理解・対象理解を深めるプロセスレコード	日総研	3	0	0	精神看護学	長谷川 雅美
138	ケアする人も楽になる 認知行動療法1	医学書院	2	0	0	精神看護学	伊藤 絵美
139	ケアする人も楽になる 認知行動療法2	医学書院	2	0	0	精神看護学	伊藤 絵美
140	看護のための認知行動療法	医学書院	2	0	0	精神看護学	岡田
141	統合失調症を理解する	医学書院	2	0	0	精神看護学	広沢 正孝
142	脳と心からみた統合失調症の理解	医学書院	2	0	0	精神看護学	倉知
143	カンタン！救急蘇生 改訂版～動画でわかる胸骨圧迫&AED～	Gakken	1	0	0	在宅看護論	小林 正直
144	改訂第3版BLS:写真と動画でわかる一次救命処置	Gakken	1	0	0	在宅看護論	小林 正直
145	改訂第3版ALS:写真と動画でわかる二次救命処置	Gakken	1	0	0	在宅看護論	小林 正直
146	救急隊員のための救急搬送戦術I～心肺停止編/意識編/小児編/疼痛編	羊土社	1	0	0	在宅看護論	増井 伸高
147	よくわかる退院支援	Gakken	2	0	0	在宅看護論	戸村 ひかり
148	ナースが行う入退院支援 患者・家族の"その人らしく生きる"を支えるために	メヂカルフレンド社	2	0	0	在宅看護論	藤沢 まこと
149	ファーストエイドーすべての看護職のための緊急・応急処置	ヘルス出版	1	0	0	在宅看護論	日本救急看護学会
				合計			

売買契約書

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター 経理責任者 院長 石原 弘（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に下記条項により物品の売買契約を締結する。

（契約品目及び契約金額）

第1条 契約品目及び契約金額は次のとおりとする。

契約品目

契約金額 金 円（うち消費税額 円）

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び72条の83の規定に基づき、契約代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第2条 本契約に関する契約保証金は免除する。

（納入期限）

第3条 本契約の納入期限は次のとおりとする。

2021年3月31日

（履行場所）

第4条 乙は、甲が発注した物品を納入期限までに指定された場所に納入し、甲の事業運営に支障をきたさないものとする。

2 乙は、天災地変その他正当な理由により、甲が発注した物品について、その受注数量の全部を指定された日時までに納入することが困難な場合は、直ちにその旨を甲に申し出、甲の指示を受けなければならない。

（検査）

第5条 乙は、納品が完了後、甲の実施する適法な検査を受けなければならない。

2 乙は、検査の結果、不合格の物品があったときは、甲の指定する期限内に完全な物品を納入しなければならない。

（契約代金の支払いの時期及び方法）

第6条 乙は、前条の検査に合格した物品について、その代金を甲に請求し、甲は、原則として納品日の属する月の2ヶ月後の末日に乙の指定する金融機関口座に支払いするものとする。

2 支払にかかる振込手数料は乙の負担とする。

（契約解除）

第7条 甲は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が本契約を遵守せず、甲の指示に従わないとき。
- 二 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- 三 乙がその責に帰すべき事由により、本契約を履行する見込みがないことが明らかに認められるとき。
- 四 乙又は乙の代理人、使用人等が甲の業務執行を妨げ、又は重大な不法不当行為があると認められるとき。
- 五 その他、乙が本契約に違反したとき。

(損害金)

第8条 乙は、その責に帰すべき理由により本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届けなければならない。

(危険負担)

第10条 甲の指定する場所への納品までに発生した損害に対しては、乙が負担するものとする。

(かし担保責任)

第11条 乙は、第5条に定める検査後であっても、乙が納入した物品に不良品等があったときは、乙はその責任を負うものとし、直ちに無償で他の良品と交換しなければならない。

(契約に関する紛争の解決方法)

第12条 本契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、甲・乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、解決できない場合は、必要に応じて甲・乙協議のうえ選定した者に調停を依頼する。

- 2 本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲はこの本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役人又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

2 乙は本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により、解除を甲に申し出たときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは30日前に文書をもって乙に通知しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったと

き。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(反社会的勢力の排除)

第15条 乙は、当該契約の履行にあたり、反社会的勢力（独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）と一切の関係を持たないこと。

- 2 契約締結後に、乙が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に乙を支配するに至った場合には、甲は、契約を解除することができる。
- 3 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 第1項又は第2項の規定に基づき甲が契約を解除した場合、乙は、甲に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(附則)

第17条 本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙双方記名捺印のうえ各自1通を所持するものとする。

2021年 月 日

甲 群馬県高崎市高松町36番地
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
経理責任者 院長 石原 弘

乙

覚 書

発注者 高崎総合医療センター 経理責任者 院長 石原 弘（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間において、2021年 月 日付締結した図書教材単価契約売買について、個人情報保護を目的とした下記条項を追加することに関して確認した。

第1条（個人情報に関する秘密保持等の義務）

乙は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報又は処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第2条（業務従事者の個人情報の保護に関する措置）

乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行わなければならない。

第3条（再委託の制限）

乙は、この契約において処理することとされた事項について、甲の文書による承認を得ずに、第三者委託してはならない。

第4条（個人情報の複製等の制限）

乙は、甲と合意した目的・方法等によらないで、甲から提供された個人情報を利用若しくは加工し、複製若しくは送信し、又は当該個人情報が記録された媒体を送付若しくは持ち出してはならない。

第5条（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

乙は、甲から提供された個人情報が漏えいし、又は漏えいしたおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

第6条（委託終了時における個人情報の消去）

乙は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

第7条（秘密保持規程の効力）

個人情報に関する秘密保持等の義務の規程は、本契約期間の経過又は契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する。

第8条（個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置）

乙が第1条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

第9条（個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償）

乙が第1条から第7条までの規定に違反した場合には、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

本件覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2021年 月 日

甲 群馬県高崎市高松町36番地
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
経理責任者 院長 石原 弘

乙

コンプライアンスの推進について

国立病院機構では、機構の役職員が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、機構の業務活動が高い倫理性を持って行われるよう努めています。

独立行政法人国立病院機構では、平成20年3月31日付で『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』（以下「推進規程」という。）を制定し、同年4月1日から施行しているところですが、推進規程第2条第3項では「役職員等」の範囲を規定しており、当院との間で契約関係を結んだ事業者には雇用され、当院において業務に当たる「派遣労働者」及び「契約先の労働者」の方につきましても、推進規程に基づき当院の事業活動に関わる関係法令等を遵守して頂くことを定めています。つきましては、下記の事項及び別添推進規程を貴社並びに関係従業員等に周知徹底していただき、ご理解頂いたことを確認するために、別紙「コンプライアンスの推進における誓約書」を速やかに提出下さいますようお願い申し上げます。

記

1 制定の趣旨

病院を取り巻く法律や規則は、医療法や健康保険法をはじめ多数存在し、また、医師、看護師等をはじめとする医療関係職種においては各身分法の遵守など、あらゆる面で法令遵守、倫理の確保が求められています。

医療を提供する病院の法令違反は、患者の生命に影響を及ぼすおそれがあり、また、不祥事は、信用失墜による負の連鎖から、病院経営上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、安心・安全な医療の提供及び健全な病院運営を着実に遂行していかねばなりません。

このためには、これまで以上に、職員一人ひとりが法令遵守を徹底し、高い倫理観を持った組織を形成していくことが不可欠であり、法令等を遵守することにより社会規範を尊重し、高い倫理性を持った業務活動（以下「コンプライアンス」という。）を行っていくことが必要です。

現在、社会全体でコンプライアンスに対する取組みが推進されていることを踏まえ、国立病院機構としても、その果たすべき使命を着実に遂行するに当たって、法令遵守を推進していくことを明確にし、さらに国立病院機構全体で法令遵守の取組みを実践していくことを通じて、社会的貢献を図っていくため、推進規程を制定したものであります。

2 推進規程の留意事項について（推進規程第2条関係）

推進規定第2条第1項に規定する「これらに関連する通知」とは、各種規程の留意事項を示した通知や当機構の運営方針を示すもの、業務活動に関する重要な事項等を示す通知等が該当するものであり、さらに、これらを技術的に補足した事務連絡も含まれるものです。

本条第3項において規定する「派遣労働者」及び「契約先の労働者」には、当院との間で契約関係を締結した事業者には雇用され、当院において業務に当たる者を含むものとされています。

3 法令等の遵守に関すること（推進規程第5条関係）

推進規程第5条第2項に規定する「計画・立案、申請、実施、報告など」については、対外的に提出等を行うものや重要性のあるものに限らず、業務活動に関する全てのものが対象になりま

す。

本条第2項に規定する「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底」するものには、法令等に規定するものに限らず、業務活動において作成・記録を行う全てのデータ（書面及び電磁的によるものなどその媒体を問わない。）が対象となります。

4 利益相反に関すること（推進規程第7条関係）

推進規程第7条では、業務活動の実施に当たり、当院での職務上の地位や、職務上知り得た情報等により、当院の利益を損なうような活動を禁止し、また、所属する組織の長の承諾無しに当院の利益と反する可能性のある行為や地位に就くことを禁止するものであり、業務活動において、利益の衝突に細心の注意を払い、特定独立行政法人として公共性のある医療を提供する立場に十分配慮し、適切に対応することを規定しているものです。

5 事業活動に関わる関連法令等（順不同）

独立行政法人国立病院機構法、国立病院機構が定める規程等、国立病院機構が発出する通知等、医療法、国民健康保険法、医師法等の個別身分法、療養担当規則、労働基準法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、労働者派遣法、個人情報保護法、情報公開法、健康増進法、等

『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』はこちら。

<http://www.hosp.go.jp/13,5099.html>

交付日：2021年 月 日

交付者：独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
契約係 小山内 智之

受領者：

※）病院から派遣業者等に交付する場合は、(写)を病院に残すこと。

コンプライアンスの推進における誓約書

弊社は、2021年 月 日締結の「図書教材単価契約」の業務に従事するにあたり、「独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程」に基づき、国立病院機構高崎総合医療センターの業務活動における関係法令及びその他の規範を遵守することを宣誓いたします。

2021年 月 日

国立病院機構高崎総合医療センター

経理責任者 院長 石原 弘 殿

会社名:

社 長: _____

国立病院機構におけるコンプライアンス推進のお知らせ(事業者の皆様へ)

国立病院機構では、機構の役職員が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、機構の業務活動が高い倫理性を持って行われるよう努めています。

独立行政法人国立病院機構では、平成20年3月31日付で『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』を制定し、同年4月1日から施行してコンプライアンス遵守に取り組んでいるところです。

その取り組みを確実に推進するためには、当院と取引関係にある事業者の皆様方の協力も必要不可欠となっておりますので、当機構が取り組んでいるコンプライアンスの推進に関しご理解とご協力を頂きたい、下記のとおりお知らせいたしますので、よろしく申し上げます。

また、事業者の皆様方と国立病院機構との業務上の適切な関係を保つためにも、仮に、今後、機構の役職員と結託して不正な行為が行われた場合は、事業者に対しても指名停止等のペナルティーを科すことといたしましたので、ご承知おき願います。

なお、当該不正な行為には、例えば、機構の役職員からの求めに応じるか否かにかかわらず、証憑書類等を別の内容に書き換えるなどした場合も含まれますのでお気をつけ願います。

また、役職員からこれらの依頼等があった場合には、速やかに、他の役職員や、所轄のブロック事務所へご連絡下さいますようお願いいたします。

記

○ 制定の趣旨

医療を提供する病院の法令違反は、患者の生命に影響を及ぼすおそれがあり、また、不祥事は、信用失墜による負の連鎖から、病院経営上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、安心・安全な医療の提供及び健全な病院運営を着実に遂行していかねばなりません。

このためには、これまで以上に、職員一人ひとりが法令遵守を徹底し、高い倫理観を持った組織を形成していくことが不可欠であり、法令等を遵守することにより社会規範を尊重し、高い倫理性を持った業務活動（コンプライアンス）を行っていくことが必要です。

現在、社会全体でコンプライアンスに対する取り組みが推進されていることを踏まえ、国立病院機構としても、その果たすべき使命を着実に遂行するに当たって、法令遵守を推進していくことを明確にし、さらに国立病院機構全体で法令遵守の取り組みを実践していくことを通じて、社会的貢献を図っていくため、推進規程を制定したものであります。

○ 法令等の遵守に関すること（推進規程第5条関係）

推進規程第5条第1項では、「機構の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない」と規定され、業務活動に関する全てのものがコンプライアンスの対象になります。

また、本条第2項では、「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底」するものとして、法令等に規定するものに限らず、業務活動において作成・記録を行う全てのデータ（書面及び電磁的によるものなどその媒体を問わない。）も対象となります。

○ 利益相反に関すること（推進規程第7条関係）

推進規程第7条では、「機構の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。」ことを明示し、当院の利益を損なうような活動を禁止し、また、所属する組織の長の承諾無しに当院の利益と反する可能性のある行為や地位に就くことを禁止するものであり、特定独立行政法人として公共性のある医療を提供する立場に十分配慮し、適切に対応することを規定しているものです。

『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』はこちら。

http://www.hosp.go.jp/13_5099.html

交付日：2021年 月 日

交付者：独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
契約係 小山内 智之

受領者：

※) 病院から取引業者等に交付した場合は、(写)を病院に残すこと。

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に係る申告書

1. 貴社は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していますか。

- はい
- いいえ
- 雇用義務がない（従業員が一定数（50人）未満）

2. 貴社は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第2条第4項に規定する障害者就労施設等からの物品等の取引がありますか。

(参考) 障害者就労施設等が供給する物品等の情報

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yuusenchoutatsu/sisetu.html

- はい
- いいえ
- わからない

国立病院機構高崎総合医療センター 契約係あて

2021年 月 日

住所
会社名
代表者

印

誓約書

年 月 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

高崎総合医療センター

院長 石原 弘 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

「独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター 図書教材単価契約」の入札に参加するに当たって、以下のとおり誓約いたします。

記

1. 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成16年細則第6号）第5条の規定に該当する者でないこと。
2. 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱事務細則（平成16年細則第6号）第6条の規定に該当するものでないこと。
3. 2021年 1月21日 付け入札公告（図書教材単価契約）で示された上記1. 2. 以外の競争に参加する者の必要資格（競争参加資格）を有していること。